

認可保育所の指導検査について (保育園での事故を防ぐために)



東京都 福祉保健局 指導監査部
指導第二課 保育施設検査担当



保育園での事故を防ぐために

<令和3年度保育施設指導検査等実施方針から抜粋>

ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊びや園外保育時、その他、保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ) 上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症(特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス)予防対策が徹底されているか。

乳幼児突然死症候群の予防①

- ◆ 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- ◆ 乳幼児のそばを離れない。
- ◆ 乳児を寝かせる時は、仰向け寝を徹底する。

1歳児以上でも、子供の家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、子供の安全確認をきめ細かく行う。
- ◆ 保護者との緊密なコミュニケーションを取る。
 - 家庭での子供の様子、睡眠時の癖、体調等を保護者から聞き取る。
 - 預かり始めの時期や体調不良明けは特に注意して聞き取る。



乳幼児突然死症候群の予防②

- ◆ 睡眠時チェックをきめ細やかにを行い、記録する
 - 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔。
 - 預かり始めの時期は特に注意してチェックする。
 - 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェック。
 - 人任せにしないよう、チェックする担当者を明確にする。
 - チェック項目（児童の寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態、体温）
 - 乳幼児の体に触れて確認する。

乳幼児突然死症候群の予防③ 及び睡眠中の事故防止

◆ その他の睡眠中の事故

- 睡眠中に児童が死亡する原因には、乳幼児突然死症候群という病気のほか、**窒息などによる事故**がある。乳幼児突然死症候群の予防策は、窒息などその他の睡眠中の事故防止にもつながる。

【窒息リスク除去方法】

① やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。② ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。③ 口の中に異物がないか確認する。④ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。⑤ 児童の数、職員の数に合わせ、定期的に児童の呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

◆ 「東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会報告書」

- 事業所内保育施設で午睡中にうつぶせ寝で寝かされた1歳児の死亡事故から私たちが学ぶ、1歳児の保育と低年齢児に対する丁寧な保育の大切さについて（平成29年3月8日）
- 個人で長く運営し、繰り返し改善指導が行われていた24時間運営のベビーホテル（認可外保育施設）で夜間の時間帯に発生した睡眠中の死亡事故（平成30年3月28日）

児童の状況に応じた食事の提供①

- ◆ 適切な献立内容・調理方法に沿った食事を提供すること。
 - 献立表には、給与栄養量、素材等を記入する。
 - 乳児及び1歳以上3未満児の給食は、食材料の選定、調理方法等に配慮する。
 - 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。
 - 食物アレルギー、障害のある子供等については、一人一人の子供の心身の状況に応じた献立を作成する。
- ◆ 児童の状況に応じて配慮すること。
 - かかりつけ医、嘱託医等の指示や連携の下、保護者とも協力して適切に対応する(生活管理指導表に基づく対応が必須)。
 - アレルギー対応について、個別トレイの使用や職員の役割分担の明確化等により、誤食事故の防止に努める。

児童の状況に応じた食事の提供②

◆ 人的エラーを減らす方法の例（食物アレルギー対応）

- 材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくないようにする。
- アレルギー児の食事を調理する担当者を明確にする。
- 材料を入れる容器、食事を提供する容器、トレイの色や形を変える。
- 調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。
 - 食事中は職員が側から離れないようにする。人手が手薄な土曜日には特に注意する。

児童の状況に応じた食事の提供③

◆ 島根県松江市の死亡事例

令和2年2月（認定こども園）

4歳児が、節分の行事中に豆を喉に詰まらせて死亡

◆ 大阪府大阪市の死亡事例

令和2年2月（認可保育園）

1歳児が、給食中にりんご等を喉に詰まらせて死亡

◆ 東京都八王子市の死亡事例

令和2年9月（認定こども園）




4歳児が、給食中に直径3cmのブドウを喉に詰まらせて死亡

児童の状況に応じた食事の提供④

◆ 誤嚥等による窒息のリスクとなるものの例

(3) 誤嚥・窒息につながりやすい食べ物の調理について

① 給食での使用を避ける食材

食品の形態、特性	食材	備考
球形という形状が危険な食材 (吸い込みにより気道をふさぐことがあるので危険)	プチトマト 	四等分すれば提供可であるが、保育園では他のものに代替え
	乾いたナッツ、豆類(節分の鬼打ち豆)	
	うずらの卵	
	あめ類、ラムネ	
	球形の個装チーズ 	加熱すれば使用可
粘性が高い食材 (含まれるでんぷん)	ぶどう、さくらんぼ 	球形というだけでなく皮も口に残るので危険
	餅	

出典:「食品による子どもの窒息事故に関する注意喚起について」(令和2年2月14日付事務連絡)、厚生労働省(平成28年3月)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

児童の状況に応じた食事の提供⑤

◆ 食事中の事故防止策の例（誤嚥による窒息防止）

- 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、極力使用しない。
(プチトマトは四分割にカットするなどして調理を工夫する。)
- 子どもの食事に関する情報(発達状況等)を把握する。
- 食事の前に、当日の子どもの健康状態等を確認する。
- ゆっくり落ちついて食べることができるよう、子どもの意思に合ったタイミングで食事を与える。
- 口の中に食べ物が残っていないか注意する。
- 子どもの口に合った量で与える。(1回で多くの量を与えない)
- 汁物などの水分を適切に与える。
- 食事中に眠くなっていないか注意する。



プール・水遊び

◆ 事故防止対策を徹底して行う。

- 監視者は監視に専念、監視エリアをくまなく監視する。
- 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- 事故が発生したときに備えて、心肺蘇生などの訓練を行う。

厚生労働省(平成28年3月)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

平成29年7月 さいたま市(認可保育所)

4歳の女児がプール活動中に死亡。プールの解体作業のため、数分間目を離してしまう。

出典:平成30年5月「特定教育・保育施設等重大事故検証報告書(平成29年8月緑区私立認可保育所)」(さいたま市社会福祉審議会特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会)

◆ 衛生管理を徹底して行う。

- 塩素消毒を行う。排泄が自立していない乳幼児は個別のたらい等を用いて他者と水を共有しない等。 厚生労働省(平成30年3月)「保育所における感染症対策ガイドライン」



園外保育（散歩等）

- ◆ 複数の保育従事職員が対応しているか。
 - 職員は子どもの列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く、交差点等で待機する際は車道から離れた位置に待機する等のルールを決める。
- ◆ 散歩の経路等について、危険箇所等の点検を行っているか。
 - 目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有する等
- ◆ 園の出発時、目的地への到着時や出発時、帰園時、また、園バス乗降時における子どもの人数確認・置き去り防止を行っているか。
 - 園外活動時等の職員体制とその役割分担等を検討し、必要な対策を実施する。

【参考】「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課

置き去り事故の事故報告が非常に増えています。

散歩時・バス送迎時等の確認漏れがないようお願いします。



保育の環境設定

◆ 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか

(R3.4.1～都指導検査基準の基本的考え方・観点に追加)

- 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。
- 手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、その子どもの行動に合わせたものを与える。
- 子どもの誤嚥につながる物は髪ゴムの飾り、キーホルダー、マグネット、ビー玉や石などがある。身につけている場合もあり、これらの除去については保護者を含めた協力を求める。
- 窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等については、施設・事業所内で情報を共有し、除去することが望ましい。

厚生労働省(平成28年3月)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

新型コロナウイルス感染症対策に関する 保育所等に関するQ&A（第十報）

問5 新型コロナウイルス感染症を予防のために注意すべきことはあるか。

○ まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。最も重要な対策は手洗いなどにより手指を清潔に保つことです。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください（適切な手洗いの手順等については『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』のP14等をご参照ください。）。また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールの他、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です。

定期的な換気も併せて行ってください。特に、行事などにより、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。

（令和3年4月23日付事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（令和3年4月23日現在）」（厚生労働省）より）

新型コロナ対策に限らず、子どもの手洗いが十分にできているか定期的に確認してください。



指導検査の意義

- ☆子供のため …… 保育の質の向上
- ☆保護者のため …… 安心・安全の確保
- ☆園及び職員のため …… リスクマネジメント

今後とも御協力をお願い申し上げます